

市民の声（11月分）

<p>意見 13</p>	<p>R2. 11. 6 保育所建設について</p> <p>代宿94番2に保育所建設計画が有りますが、何故閑静な住宅街に隣接した所に建設するのか？何年も静かな所で暮らして来たのに今更？静かな場所を選んで住宅を建て車通りも少なく子供達が安全な生活が出来ている環境を崩す様な計画がされています。朝夕の送迎による渋滞、騒音、住宅街の通り抜け(高速で運転)などの不安があります。静かな生活したいのに毎日、元気な子供達の声に悩まされる日々が続くかと思うと今から精神的に苦痛です。まだまだ長い人生の為に断固反対したいと思います。</p> <p>また、建設予定地は旧荏原製作所の社宅が建っていて解体工事が有ったのですが、騒音振動が酷く市役所の方に連絡したのですが、何も対応が無かった様に思います。今後この様な対応が無い様をお願いします。御検討の方、宜しくお願いします。</p>
<p>回答</p>	<p>R2. 11. 26 子育て支援課、環境管理課</p> <p>日頃より、袖ヶ浦市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。この度、**様からいただきましたご意見について回答いたします。</p> <p>近年、市では子育て世代の転入増加等により保育需要が急増し、待機児童の解消が喫緊の課題となっていることから、保育施設の整備を計画的に推進しております。</p> <p>このため、新たな保育所の整備・運営について、7月から10月にかけて事業者の募集を行い、応募のあった事業者の中から、1施設を選定し、市が整備支援をしようとするものです。</p> <p>今回ご意見をいただきました保育所建設計画につきましては、上記募集を受けた民間事業者が当該地を建設候補地として選び、応募しているものです。</p> <p>なお、募集要項においては、応募事業者は地元自治会、近隣住民や隣接地権者等に対し、誠意をもって説明することとしており、その説明状況や意見等については、事業者選定の際の審査項目としています。</p> <p>これらを踏まえ、公平かつ適正な選定を行い、事業者の選定結果につきましては、12月に市ホームページで公表する予定となっております。</p> <p>また、社宅の解体工事に伴う騒音や振動につきましては、**様からご連絡いただいた7月27日に現地を確認し、作業員に対して、周囲に配慮した作業を行うよう指導しておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。</p>
<p>意見 14</p>	<p>R2. 11. 11 路線バス等について</p> <p>私は代宿区けやき台団地に住んで16年になりますが周りの環境は悪くなるばかりで良いことはありません。社宅は住友化学、荏原と次々無くなってきています。一般住宅の建設も進んでいません。</p> <p>上記の結果高齢者が多くなり、交通手段が減ってきていて大変困っています。姉崎</p>

	<p>駅行のバスがほとんどありません。小湊バスの大型車を利用する人は少なくガラガラで運行しています。東京都内でもコミュニティバスがあるのに、市は不便な地区が多いのになぜ大型バスを運行しているのですか。変更するには手続きがあると思いますが何年かかるのですか。解消する気持ちはないのでしょうか。理解できません、すぐに検討してください。</p> <p>平成通りの上に桜公園と小学校用地がありますが、木々がうっそうとして利用者がまったくいません。両方を整備して明るく広い公園を作ってください。大きな公園が根形や百目木公園で代宿からは車で行くしかありません。場所が偏っていますので用地があるのでぜひ検討してください。</p> <p>自治会加入について、長浦地区の自治会は脱退希望者が要望すればすぐに脱退できるそうです。私は自治会加入者が少ないのは住民税を払っていればすべて市がやってくれるので困ることはないからです。自主的に運営とは自治会費ですべて行うことではないですか。市は自治会に支払っているお金が多くあり問題ではないでしょうか。すぐに全額廃止は難しいと思いますが、区長・分区長の仕事内容を調べて今の金額が妥当か教えてください。</p> <p>外灯費ですが、自治会からは支出がありません。市が支出するのが当たり前だと皆が思っています。消防団費用も全額市が支出しています。外灯費、消防団費も少額でも自治会費から支出するべきです。自治会に加入していなくては上記の運営に協力していることを教えるべきです。</p>
<p>回答</p>	<p>R2. 12.1 企画課、市民活動支援課、都市整備課、消防総務課</p> <p>日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、**様よりいただきましたご意見について回答いたします。</p> <p>まず初めに、路線バス等の移動手段についてお答えいたします。</p> <p>長浦駅姉ヶ崎駅間を運行している路線バスについては、利用者の減少や、バス事業者の運転手不足などの影響により、現在、平日1日あたり1往復の運行となっております。</p> <p>また、運行しているバスの大きさについては、バス事業者において、1日の中での最大利用人数への対応や、他の路線との併用などを考慮し、利用者が少ない中でも大型車両を運用していると伺っております。</p> <p>コミュニティバスなどの新たな移動手段の導入については、既存の路線バスやタクシーなどの運行への影響を考慮する必要があることや、現時点においては、地域における買い物や通院などの日常生活の移動手段の実態として、自家用車が主流であることから、段階的に取り組むこととしております。</p> <p>その中でも、少子高齢化や核家族化、地域における繋がりの希薄化などが進んでいることから、移動手段を持たない方への対応が、喫緊の課題であるため、まずは福祉的な視点で移動手段を持たない高齢者世帯に対して、タクシー料金の一部を助成する事業を本年7月から開始いたしました。</p>

今後とも、地域の特性やニーズに応じたデマンド交通やコミュニティバス、自動運転などのICTを活用した移動手段の検討に、引き続き取り組んでまいります。

次に、公園整備についてお答えいたします。

市では、開発事業や区画整理などにより宅地整備が行われた際には、主として、その区域内に住まわれる方々が気軽に利用できるよう、一定の割合で公園を整備しております。

代宿地区におきましても、5つの公園を整備しており、また、市内には根形地区に総合公園となる袖ヶ浦公園、平川地区には地区公園となる百目木公園を整備し、地域バランスを考慮した配置としております。

このことから、ご提案のありました桜公園（代宿団地南公園）を小学校用地と一体的に拡張整備を行う考えはございませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、樹木がうっそうとしているとのご指摘に関しましては、現地を確認の上、必要と思われる樹木の剪定等を行ってまいります。

次に、自治会への交付金等についてお答えいたします。

市では、現在、区等自治会に対し、行政協力交付金を交付しており、また、区等自治会から選出された市政協力員に対しては、市政協力員報酬を支払っております。

これらのうち、行政協力交付金は、コミュニティ活動の推進を図るとともに、行政情報の連絡や行政協力を円滑に進めることを目的としており、区等自治会に加入している世帯数や分区の数によってその金額を決定しております。

行政協力交付金の金額については、平成23年度に見直しを行ったところではございますが、見直しから数年が経過していることから、今後、現在の状況を確認した上で、適正化に向けた検討を行ってまいります。

また、市政協力員報酬については、市政協力員は市行政の健全な発展と円滑な運営に資するために委嘱し、行政情報の周知伝達や地域住民の建設的意見の連絡など、年々事務量が増加しているところです。このような事務量を考慮いたしますと、報酬の金額は妥当であると考えております。

次に、防犯灯への費用負担についてお答えいたします。

本市では、防犯灯の設置及び維持管理は全て市で行っております。

ご承知のとおり、防犯灯は歩行者等の安全の確保や地域の防犯対策等を目的に設置しておりますが、地域住民の皆様以外にも多くの方がその恩恵を受けているものと考えます。また、電気代等の費用の一部を自治会が負担することとした場合、自治会の負担が増えることに加え、自治会加入者の未加入者に対する不公平感の高まりも危惧されます。

このことから、直ちに防犯灯の費用の一部を自治会に負担していただく予定はございませんが、地域における防犯意識の高揚を図るうえでは検討すべき事項の一つと考えますので、今後、防犯灯設置事業を実施していく中で総合的に検討してまいります。

	<p>最後に、消防団への費用負担についてお答えいたします。</p> <p>市内には18個の分団があり、それぞれが管轄する区域の世帯数が異なっていることから、住民サービスに格差が生じないように、また、消防団活動が一定の水準を保てるよう、市では各分団に対して、消防団活動運営交付金を交付しております。</p> <p>過去には、自治会から消防団活動及び労苦に対して協力金等の支援をいただいておりますが、自治会等の負担軽減を図るため、昭和58年から分団運営に係る費用は当時の袖ヶ浦町が負担することとし、以降数回の交付金の内容見直しを行い、現在に至っております。</p> <p>また、消防組織法第8条では「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。」とされていることから、消防団費用の一部を自治会等に負担していただく考えはございません。</p> <p>消防団は団員それぞれ生業を持ちながらも「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神で地域の安全安心のため、日夜、災害対応をはじめ、各種警戒や自治会の自主防災訓練指導等の活動を行っております。</p> <p>市といたしましても、このことを広く市民の皆様に周知いたしまして、消防団及びその活動についてご理解ご協力いただけるよう努めてまいります。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。</p>
<p>意見 15</p>	<p>R2. 11. 12 防災行政無線について</p> <p>この時期は17時にチャイムが鳴りますが、袖ヶ浦市の日没は16時37分頃です。</p> <p>子供たちがこのチャイムを元に公園や遊んでいる所から帰路につくことが多いように思います。</p> <p>17時に帰り始めると辺りは暗いです。小学生なんかは自転車にも乗っている事も多く交通事故の多い時間帯にとっても危なくて、心配です。</p> <p>子供のためだけのチャイムだけではないと思いますが、日没後のチャイムは遅いのではないかと思います。木更津市のように冬場は16時半、夏は17時半にチャイムでも良いのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>R2. 11. 26 危機管理課</p> <p>日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、ご提言いただきました内容についてお答えいたします。</p> <p>本市では、防災行政無線のスピーカーの不具合等を確認するための試験放送も兼ねて、午前7時と正午、また4月から9月までは18時、10月から3月までは17時にメロディを放送しております。</p> <p>これに加え、特に日没時間が早くなる12月1日から1月31日においては、16時に子供たちの安全確保のため、「4時になりました。子供たちは暗くなる前に、家に帰りましょう。」という内容で注意喚起の放送を流しております。</p> <p>しかしながら、**様のご指摘のとおり、11月の初旬以降は、17時前に日没と</p>

	<p>なりますので、12月1日から予定しておりました16時の帰宅を促す放送を11月18日から、16時30分に放送するように改善いたしました。なお、12月1日からは、これまでどおり、16時に帰宅を促す放送を流しますのでご理解くださるようお願いいたします。</p>
--	--

この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。